

悪質商法・契約のトラブル

本当に必要？ その品物・サービス

国民生活センターや消費生活センターなどに寄せられる消費者相談のなかで、近年多くなっているのが、契約・取引をめぐるトラブル。

最近増えてきているのが、高齢者の消費者トラブルで、訪問販売で勧誘時や購入時に多くの問題があること、契約購入金額が高額であること、高齢で記憶力や判断力が衰え、トラブルを自分で解決できないといった特徴があります。狙われやすいのは、一人暮らしの高齢者。高齢者の消費者トラブルは、本人が自分で気付いたり、自分で解決したりすることがとても難しいものです。高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、家族など周囲の人たちが注意して見守ることが必要です。また、そうした消費者トラブルに気付いたら、早めに相談をしましょう。時間が経つほど問題の解決が難しくなります。

〔主な問題商法の一例〕

●無料商法

「無料サービス」「無料体験」など「無料」を大きく宣伝広告して消費者を勧誘し、高額な商品やサービスを契約させます。

(主な商品・化粧品、エステ、電話情報サービスなど)

●当選商法

「当選した」「景品が当たった」などと特別な優位性を強調して、他の関係ない商品を契約させます

(主な商品・外国の宝くじ、和服など)

●かたり商法

あたかも公的機関や、有名企業の職員などその関係者であるかのようなそぶりをして契約させます。

(主な商品・浄水器、ふとん、建物清掃サービスなど)

〔消費生活に関する相談は〕

鹿児島県消費生活センター ☎ 099-224-0999

役場企画商工課商工観光係 ☎ 57-1111 (内線278)



保健師メモ

頭痛をなめちゃダメ！

「風邪をひいたときに頭がズキン」「酔いや徹夜明けで頭がガンガン」と誰でも日常的に頭痛を体験します。「自然に治るのを待つ」、「鎮痛薬を飲む」、「しばらく横になる」など休養をとればたいはい解消されます。しかし頭痛は、脳の病気など体の変調を知らせる信号でもあるのです。

〔頭痛の種類〕

ひと口に頭痛といってもいくつかの種類があります。その起こり方によつて大きく「日常的に起こる頭痛」「脳の病気に伴う頭痛」「慢性頭痛」に分けられます。

「日常的に起こる頭痛」は風邪や二日酔いによるもので原因が解消されれば治ります。「脳の病気に伴う頭痛」はくも膜下出血など前触れもなく激しい痛みがあらわれ、時には命にかかわるため注意が必要です。「慢性頭痛」は原

因がはつきりしないまま繰り返して起こる頭痛で、頭痛全体の80%程度はこのタイプといわれています。

〔ひどい頭痛は病院へ〕

「頭痛で病院にかかるなんて大げさかな？」と思っている方もいらつしやるかもしれません。しかし「頭痛が頻繁で市販薬が効かない」「月10回以上鎮痛薬に頼る」「だんだん頭痛がひどくなってきた」などという方は是非病院に行くことをお勧めします。

また、普段の頭痛に比べて今回はなんとなくおかしいと感じた場合、あるいは自分の頭痛に対して不安があるといった方もお医者さんに診てもらうと安心でしょう。

「かかりつけのお医者さんに相談してみる」、「神経内科あるいは脳神経外科のある病院へかかる」というのが一般的です。また「頭痛外来」のある病院もあります。

〔詳細については〕

役場保健衛生課保健師まで